

## aibo の里親プログラムに関する規約

ソニーグループ株式会社（以下「ソニー」といいます）は、ソニーが開発するエンタテインメントロボット「aibo」（以下「本製品」といいます）の里親プログラム（以下「本プログラム」といいます）を実施しております。本プログラムにお申し込みされるお客様（第 2 条第 1 項にて定義）は、この規約（以下「本規約」といいます）を事前に十分にご確認いただき、全ての内容に同意していただく必要があります。以下の条件にご同意いただける場合のみ、本プログラムにお申し込みください。

### 第 1 条（本プログラムの内容と目的）

1. 本プログラムは、ソニーが、本製品の利用を終了したお客様から本製品の提供（第 2 条第 2 項にて定義）を受け（以下、お客様により提供される本製品を「提供製品」といいます）、提供製品を検査し、その機能・性能を修復・維持するための修理（以下、単に「修理」といいます）をした上で、施設、団体又は個人等に対し再提供（第 2 条第 3 項にて定義）することで、本製品の価値をより持続することを目的に実施するものです。

2. ソニーは、提供製品について、検査・修理及び再提供が可能と判断する場合に、検査・修理及び再提供を行います。提供製品の状態・状況あるいはソニーの事情により、検査・修理及び再提供が不可能、困難又は合理的でないと判断した場合には、提供製品を再提供に用いない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

3. ソニーは、ソニーが定める基準及び方法により、再提供先となる施設、団体又は個人等を決定できるものとし、再提供先に関するお客様のご意見・ご要望にはお応えできませんので、あらかじめご了承ください。

4. ソニーは、お客様に対して、提供製品が再提供に用いられたかどうか、また、再提供先に関する情報提供はいたしません。また、それらに関するご質問・お問い合わせにもお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

5. ソニーは、理由の如何を問わず、第 5 条に定めるお引渡し後は、お客様都合による提供製品の返却には応じられませんので、あらかじめご了承ください。

### 第 2 条（定義）

1. 本規約にいう「お客様」とは、日本国内に居住又は滞在中の個人又は日本国内に所在する法人を意味します。

2. 本規約にいう「提供」とは、お客様が、ソニーに対し、本製品を無償で譲渡することを意味

します。

3. 本規約にいう「再提供」とは、ソニーが、自ら又は第三者を通して、有償であるか無償であるかを問わず、施設、団体又は個人等に提供製品を譲渡又は貸与することを意味します。

### **第3条（提供の対象）**

提供の対象となるのは、日本国内で販売され、本製品利用サービス（第5条第4項第(1)号にて定義）の利用に関する契約が終了済みの本製品（ERS-1000）となります。カラーモデル、本製品に同梱されていた付属品の有無は問いません。

### **第4条（本プログラムへのお申込み）**

1. 本プログラムにおける本製品の提供のお申込み（以下、単に「本プログラムへのお申込み」といいます）は、以下の窓口から承ります。窓口の案内に従って、本プログラムにお申し込みください。

aiibo の里親プログラム・提供お申込み窓口

#### **<電話でのお問い合わせ>**

フリーダイヤル：0120-30-4247

携帯電話・一部のIP電話：050-3754-9494

（受付時間：月～金 9:00～18:00、土・日・祝（年末年始を除く） 9:00～17:00）

#### **<メールでのお問い合わせ>**

[https://www.sony.jp/support/aiibo/asp\\_inquiry/index.html](https://www.sony.jp/support/aiibo/asp_inquiry/index.html)

2. 未成年者は、自らの法定代理人の事前の同意を得た場合でも、本プログラムにお申し込みいただけません。

3. お客様は、本プログラムへのお申込み後、お申込み内容の追加、取消又は変更はできません。

4. ソニーは、次のいずれかに該当すると疑われる場合その他ソニーが本プログラムへのお申込みの承諾が不可能又は不適切と判断する場合には、本プログラムへのお申込みをお断りすることができるものとし、また、承諾後であっても承諾の取消等の措置をとることができるものとし、

(1) お客様が未成年者である場合

(2) 本プログラムへのお申込みにあたり、お客様が事実と異なる情報をソニーに提供した場合

- (3) お客様が提供製品の正当な所有者・処分権者ではない場合
- (4) お客様が、過去にソニー又はソニーマーケティング株式会社のサービス等の利用資格の停止又は失効を受けた場合
- (5) お客様（お客様が法人である場合には、お客様に加え、お客様の役員及び経営に実質的に関与している方）が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、暴力団密接関係者、その他これらに準ずる者）に該当する場合
- (6) お客様のお申込み内容、時期、方法、お申込み時にご提供いただいた情報その他の事情によってソニーが本プログラムへのお申込みを承諾できない場合

#### **第5条（提供に際して）**

- 1. ソニーは、提供製品を無償で譲り受けます。お客様は、本製品の提供に関連して、ソニー及びその関係者に対し、金銭、代替機器その他一切の対価を要求しないものとします。
- 2. 第4条に基づくお客様による本プログラムへのお申込み後、お客様のお申込み内容に従い、ソニー指定の運送会社（以下「運送会社」といいます）が提供製品を集荷しに伺います。
- 3. お客様は、運送会社に対し、提供製品をお引き渡してください。提供製品は、運送会社が引渡しを受けたときに、ソニーに対して引き渡されたものとします。
- 4. お客様は、前項に基づくお引渡しの前に、お客様の責任において、次の各号に定める事項を全て完了するものとします。
  - (1) 提供製品に関連するサービス（「aibo ベーシックプラン」、「aibo ケアサポート」及び「aibo プレミアムプラン」を含み、以下「本製品利用サービス」といいます）の利用に関する契約を終了又は解約すること。終了や解約や、提供製品を通じてクラウド上の専用サーバー上にアップロードされた画像等のデータのバックアップ等については、各本製品利用サービスにかかる規約を、提供製品の初期化については、本製品のヘルプガイドをご確認ください。
  - (2) お客様により提供製品に取り付けられた装飾品、その他一切のもの（以下、あわせて「付加物」とします）を提供製品から取り外すこと
- 5. ソニーは、本条に定める以外の方法で、提供製品の引渡しを受けません。お客様が第4条に定める本プログラムへのお申込みなしにソニー宛に提供製品を配送された場合、ソニーは、お客様の費用負担により提供製品を返却できるものとします。

#### **第6条（お引渡し後の提供製品等の取扱い）**

#### 提供製品について

1. お客様は、第5条に定めるソニーに対するお引渡しの時点をもって、提供製品の所有権を放棄するものとします。ソニーは、引渡し後の提供製品につき、ソニーの判断により、検査・修理及び再提供を行うことができるものとし、検査・修理及び再提供を行うかどうか、その手段・方法について、お客様に対して責任を負うものではありません。

#### 付加物について

2. お客様が付加物を取り付けたまま提供製品をソニーに引き渡した場合、当該引渡しの時点をもって、お客様が当該付加物につき所有権を放棄したものとみなします。当該付加物はソニーの所有物として、ソニーの判断により、利用又は廃棄等を行うことができるものとします。

#### 本データについて

3. ソニーに対する引渡しの時点で提供製品にお客様のデータが保存されていた場合（以下、当該データを「本データ」といいます）、お客様は本データに対する一切の権利を放棄したものとみなします。ソニーは、ソニーの判断により、本データを消去・削除することができるものとします。

4. 前項の場合、ソニーは、お客様のための本データの複製・バックアップその他の記録・保存や復元・返還等は一切行いません。

5. お客様が前条第4項第(1)号に定める初期化を行わないまま提供製品をソニーに引き渡した場合における本データの漏洩等について、お客様あるいは第三者に何らかの損害が生じたとしても、ソニーは一切の責任を負いません。

6. ソニーは、お客様がソニーに対して提供製品等（付加物及び本データを含みます）を引き渡したことに関連してお客様あるいは第三者に損害が生じたとしても、一切の責任を負いません。

### **第7条（提供製品の返却）**

1. ソニーは、以下のいずれかに該当する場合、ソニーの選択により、お客様に対し、引渡を受けた提供製品を返却することができるものとします。この場合、返却のために要した費用はお客様にご負担いただきます。

- (1) 第3条に定める提供の対象とならないものであった場合
- (2) 不要な修理や改造により、本製品と同一性が認められないとソニーが判断した場合
- (3) 第4条第4項第(1)号乃至第(5)号のいずれかに該当すると疑われる場合
- (4) お客様が本規約に違反した場合

(5) その他、前各号に定める事由に類する事由がある場合

2. 本条に基づく提供製品の返却によりお客様あるいは第三者に損害が生じた場合であっても、ソニーは一切の責任を負いません。

## 第8条（個人情報の取扱い）

ソニーは、本プログラムに関してソニーにご提供いただいた氏名・住所等のお客様の情報及びソニーが記録する履歴（以下、これらを総称して「お客様の個人情報」といいます）を、次の定めに従い取り扱います。

### (1) お客様の個人情報の利用目的

お客様の個人情報は、以下の目的にのみ利用させていただき、法令により認められた場合を除き、あらかじめお客様のご同意をいただくことなく、以下の目的以外で利用することはありません。

- ① 本プログラムの実施
- ② 商品の開発及びサービス・ユーザーサポートの向上のための参考
- ③ ソニーのサービスに関するご意見やご感想の提供をお願いするため
- ④ 潜在的な情報セキュリティ上の脅威を特定してかかる脅威からお客様及びソニーを保護する目的で、ソニーが必要と判断する分析を行うため

※ お客様の個人情報をご提供いただけない場合、上記利用目的に基づくお客様へのご案内等を行えないことがあります。

### (2) 共同利用について

ソニーは、お客様の個人情報を以下の通り共同で利用させていただく場合があります。

#### ① 共同利用される個人情報の項目

お客様の個人情報と同一

#### ② 共同利用者の範囲

ソニーグループ各社（ソニーグループ株式会社及びソニーグループ株式会社が直接又は間接に発行済議決権付株式又は持分の過半数を保有する会社）

・共同して利用する者の範囲（以下の掲載ソニーグループ企業）

ソニー株式会社

ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ株式会社

ソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社

ソニーカスタマーサービス株式会社

ソニービジネスソリューション株式会社

#### ③ 利用する者の利用目的

前号（本条第(1)号）に定める利用目的と同一

#### ④ 共同利用される個人情報の管理について責任を有する者

ソニーグループ株式会社（ソニーグループ株式会社の詳細については[「会社情報」](#)をご覧ください）

い。)

(3) お客様の個人情報の保管・消去について

ソニーは、お客様の個人情報を正確・最新の内容に保つように努め、不正なアクセス、改ざん、漏えい、滅失、き損などを防止するため、現時点での技術水準に合わせた必要かつ適切な安全管理措置を講じます。なお、ソニーは、利用目的の達成により保管の必要がなくなったと判断した場合、お客様の個人情報を速やかに消去いたします。

(4) お客様の個人情報の提供について

ソニーは、政府機関の要請若しくは法令に基づいて開示の要求がなされた場合を除いて、別途事前にお客様の同意を得ることなく、お客様の個人情報の第三者への提供はいたしません。

(5) お問い合わせ及びその他のご連絡

お客様の個人情報の照会又は削除等のご請求又はお問い合わせについては、本プログラムをお申込みになりました各窓口までご連絡ください。可能な限り速やかに対応させていただきます。

## 第9条（禁止行為）

お客様は、本プログラムに関連して、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) ソニー若しくは第三者の権利、法律上保護される利益又は財産を侵害する行為
- (2) ソニー、本製品若しくは本プログラムの名誉若しくは信用を毀損する行為
- (3) ソニー若しくは第三者に不利益若しくは損害を与える行為
- (4) ソニー、本製品若しくは本プログラムに社会的、教育的な意味で悪影響を及ぼす行為
- (5) 本製品若しくはソニーストアに関する規約（本製品利用サービスにかかる規約を含みます）により禁止される行為
- (6) 他人になりすまして本プログラムに申し込み、また、本製品を提供する行為
- (7) 他人の個人情報を提供する行為
- (8) 本プログラムの運営を妨げる行為
- (9) 営業活動若しくは営利を目的とする行為、又はその準備を目的とした行為
- (10) 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (11) 犯罪行為若しくは犯罪行為に結びつく行為
- (12) その他、法律、法令、条例若しくは公序良俗に違反する行為
- (13) 前各号に定める行為を助長する行為
- (14) 前各号に該当するおそれがあるとソニーが判断する行為
- (15) その他、ソニーが不適切と判断する行為

#### **第 10 条（本プログラムの変更・中断・終了）**

1. ソニーは、その裁量により、本プログラムの全部又は一部を変更又は終了することができるものとします。
2. ソニーは、ソニーがやむを得ないと判断した場合、本プログラムの全部又は一部を必要な期間中断することができるものとします。
3. ソニーは、本プログラムの変更・中断・終了に関連してお客様に生じた損害その他の結果について、ソニーの責めに帰すべき事由による場合を除き一切責任を負わないものとします。

#### **第 11 条（お客様の責任）**

1. お客様は、本規約にて明示的に定める場合を除き、本プログラムへのお申込みや本製品の提供につき一切の責任を負うものとします。
2. 提供に際して、お客様が他のお客様、ソニー又はその他第三者に対して損害を与えた場合、あるいはお客様と他のお客様又はその他第三者との間で紛争が生じた場合、お客様は、お客様の費用と責任でかかる損害を賠償又はかかる紛争を解決するものとし、ソニー及びその関係者に何らの迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。

#### **第 12 条（損害賠償）**

ソニーが本プログラムについて負う責任は、ソニーに故意又は重大な過失があった場合を除き本規約に定める事項・内容に限られるものとし、特別な事情からお客様に生じた損害、お客様の逸失利益、第三者からお客様になされた賠償請求に基づく損害、その他本プログラムの中断又は終了によりお客様が本プログラムに申し込めなかったことによる損害については一切の責任を負わないものとします。

#### **第 13 条（本規約上の地位の譲渡等）**

お客様は、本規約に基づく地位又は権利義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は担保の目的に供することはできないものとします。

#### **第 14 条（分離性）**

本規約の一部が無効と判明した場合でも、本規約の残りの部分はその影響を受けず引き続き有効に存続するものとします。

#### **第 15 条（本規約の変更）**

ソニーは、法令で認められた範囲において、本規約を随時変更することができるものとします。

ソニーは、変更後の本規約の適用開始に先立ち、変更内容等に照らしてソニーが合理的と判断する事前告知期間を設定した上で（ただし、本規約の変更内容がお客様の一般の利益に適合するものである場合は事前告知期間を定めないことができるものとします）、変更後の本規約を本プログラムのウェブサイトを通じてお客様に周知いたします。

#### **第 16 条（準拠法・裁判管轄）**

1. 本規約の準拠法は、日本法とします。
2. お客様とソニーとの間に本プログラムに関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。